

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

東近江市長 小 椋 正 清

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）第7条
- (2) 東近江市病院事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第277号）第6条

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係する本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。